

## 川崎市公共建築物耐震対策推進会議設置要綱

### (推進会議の設置)

第1条 川崎市地域防災計画に定める重要建築物及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）に定める特定建築物に該当する市の施設について、耐震性及び耐火性の強化を計画的に推進するため、川崎市公共建築物耐震対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査・検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 耐震対策実施計画の検討
- (2) その他必要な事項

### (構成)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、川崎市危機管理推進会議の会長をもって充て、副委員長は、同会議の副会長(副市長)をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる所管局等の局長、区長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (会議)

第4条 推進会議の会議は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (幹事会の設置)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長から委ねられた事項を調査・研究する。

### (幹事会の構成)

第6条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

- 2 幹事長は、まちづくり局施設整備部長をもって充てる。
- 3 幹事は、別表2に掲げる課長の職にある者をもって構成する。
- 4 幹事長は、必要に応じて幹事以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、まちづくり局施設整備部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

川崎市公共建築物耐震対策連絡会議設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

別表 1

対象建築物の区分 所管局等	川崎市地域防災計画に定める重要建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める特定建築物
総務局	市役所	
総合企画局		
財政局		
市民・こども局		
市民・こども局こども本部		こども文化センター
経済労働局	卸売市場、競輪場	
環境局		公害研究所、生活環境事業所、 クリーンセンター、処理センター
健康福祉局	社会福祉施設	
建設緑政局		
港湾局		
上下水道局		
交通局		
病院局	病院	
消防局	消防署	
教育委員会	学校、社会学習施設	
各区役所	区役所、保健福祉センター、 道路公園センター	
まちづくり局		市営住宅

別表 2

施設所管局等	幹事
総務局	庁舎管理課長、危機管理室担当課長 市民情報室担当課長、 行財政改革室担当課長
総合企画局	企画調整課長、企画調整課担当課長、 自治政策部担当課長
財政局	財政課担当課長
市民・こども局	庶務課長
市民・こども局こども本部	青少年育成課担当課長（施設管理担当）
経済労働局	庶務課長
環境局	施設課長
健康福祉局	庶務課長
建設緑政局	庶務課長
港湾局	庶務課長
上下水道局	庶務課長
交通局	自動車部管理課長
病院局	庶務課長
消防局	施設装備課長
教育委員会	庶務課担当課長、 教育環境整備推進室担当課長
川崎区役所	総務課長
幸区役所	総務課長
中原区役所	総務課長
高津区役所	総務課長
宮前区役所	総務課長
多摩区役所	総務課長
麻生区役所	総務課長
まちづくり局	企画課長、住宅管理課長、 施設整備部施設保全担当課長